

富山県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「富山県有料老人ホーム設置運営指導指針」(平成16年4月28日高第416号富山県厚生部長通知)に基づき、知事が有料老人ホームを設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)と行う事前協議等について必要な事項を定めるものとする。

(市町村長との協議)

第2条 設置予定者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による建築確認(以下「建築確認」という。)を申請するまでに、有料老人ホームの設置計画について、設置を予定している市町村における都市計画、土地利用計画及び福祉施策並びに介護保険事業計画等の観点からの整合性等必要な調整を図るため、当該市町村の長と協議を行うものとする。

2 既存施設を活用し、その建物を改修することにより有料老人ホームとしての用途に変更しようとする者は、建築基準法第89条の規定による用途の変更を申請する前までに、前項の協議を行うものとする。

3 前項までの協議は、別記第1号様式により行うものとする。

4 第1項の規定により、協議を受けた市町村の長は、協議が終了したときは、設置予定者に対し、当該協議に係る意見書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(富山県知事との協議)

第3条 設置予定者は、前条の規定により市町村の長から意見書を交付された後に、知事に対し、その設置しようとする有料老人ホームの設置運営計画について、協議を行うものとする。

2 前項の協議は、別記様式第3号により行うものとする。

3 第1項の協議には、前条第4項の規定により交付された市町村の長の意見書を添付するものとする。

4 知事は、第1項の協議が終了したときは、設置予定者に対し事前協議結果通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(市街化調整区域における有料老人ホームの設置)

第4条 有料老人ホームの設置予定地が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域である場合には、知事は前条の協議に際して、原則として、富山県土木部建築住宅課において定める開発審査会提案基準(都市計画法第34条第10号ロ及び令第36条第1項第3号ホの規定の運用について)として掲げられている内容を踏まえて計画されたものであることを確認するものとする。

(老人福祉法に基づく届出)

第5条 設置予定者は、建築確認が必要である場合は建築確認後、建築確認が不要である場合には建物取得後、速やかに知事に対し、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項の規定による届出(以下「法に基づく届出」という。)を行うものとする。

2 知事は、前項の届出があったときは、第2条の規定による協議を受けた市町村の長に対し、別記様式第5号により通知するものとする。

(事業開始届)

第6条 有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）は、事前協議に係る有料老人ホームの事業を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（別記第6号様式）により知事に届け出るものとする。

（定員の増加）

第7条 設置者が前条による事業開始届を提出した後、老人福祉法第29条第2項の規定に基づき定員の増加を伴う事業変更を行おうとする場合にあっては、第2条及び第3条の規定に基づく事前協議申出を行うものとする。

（開設後の報告等）

第8条 設置者は、知事に対し、知事が別に定める日までに次の各号に定める事項について別記第7号様式により報告するものとする。

- (1) 有料老人ホームの経営状況等
- (2) 有料老人ホームの施設等に関する現況等（重要事項説明書）
- (3) 有料老人ホームの情報開示等の状況（情報開示事項一覧）

2 設置者は、少なくとも3年ごとに事業収支計画を見直すこととし、その結果、財務諸表との乖離が生ずるおそれがある場合には、その原因、対処方針等を富山県知事に報告するものとする。この場合において、当該報告は前項第1項の報告書により行うものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は平成16年4月28日から施行する。

（施行期日）

第2条 この要綱は令和3年4月1日から施行する。